

学外団体ボランティア情報の取扱に関する方針

東京都立大学ボランティアセンターでは、以下の 1) から 4) に該当し、本センターに団体登録をしていた
だいているボランティア団体の活動を、在学生に紹介します。

- 1) 公益性・公共性が高い活動
- 2) 営利を目的としない活動
- 3) 活動にあたり、安全性が高いと判断される活動
- 4) 受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする活動

つきましては、下記項目に同意の上、情報提供いただけますようご理解のほどお願いいたします。

なお、情報提供にともなってなされた一切の行為とその結果については、参加者募集を希望した団体におい
て責任を負っていただけますようお願い申し上げます。

情報提供につきましては、東京都立大学ボランティアセンターで所定の審査のうえ決定いたします。提供の
可否または提供予定日についてはご連絡いたしませんのでご承知おきください。また、学生の自主的な思いで
活動を選択することになりますので、募集をしました件につきまして活動者が必ず見つかるとは限りませんの
でご理解ください。

貴団体から提供いただきました個人情報につきましては、東京都立大学ボランティアセンターにて活動情報
の提供および個人を特定しない活動状況の分析等の目的にのみ使用させていただきます。

1. ボランティア募集の受付（初めて募集を希望される際には、新規に団体登録の手続きが必要です）

- ・ ボランティアセンターに電話・E-mail 等で「ボランティア募集希望」とご連絡ください（受付時に団体や
募集内容について簡単な聞き取りをさせていただきます）。
- ・ ボランティア募集のチラシを E-mail や郵送等でお送りください。
- ・ ボランティアセンターから、E-mail や郵送等で「団体登録シート」をお送りします。
- ・ ご記入いただいた「団体登録シート」と一緒に、パンフレットなど団体概要のわかるもの（1部）、担当
者の名刺、ボランティア募集チラシ等（目安は10部程度）を郵送、もしくはボランティアセンターまでお
持ちください。
- ・ 登録完了後、お寄せいただいた情報を下記の方法で学生に紹介いたします。
 - ① 掲示板やラックでの配架
 - ② メールマガジンへの掲載
 - ③ 来室した学生への情報提供

※その他

- ・ 受け入れ担当者や登録内容に変更が生じた場合は、ボランティアセンターまでご連絡ください。
- ・ ボランティア募集団体には、規約、役員名簿、収支報告書、活動報告書等の団体の実績が分かる書類等の
提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。
- ・ 本学の学生がボランティア活動をおこなった際に、募集の条件と異なる状況が生じた場合、精神的・肉
体的苦痛を受けた場合等には、ボランティアセンターが活動先と調整、苦情申し出等の対応をいたします。
- ・ 個人でボランティア募集を希望される場合は、居住地域または通学先・勤務先の最寄りの社会福祉協議会
等のボランティアセンター、その他関連機関へご依頼ください。

2. ボランティア募集をおこなう団体・活動の選定基準

(1) ボランティア募集をおこなう団体の範囲

活動分野や法人格の有無は問いません。

[団体例] ボランティア・市民活動団体（任意団体、NPO 法人）、社会福祉法人、医療法人、学校法人、社団法人や財団法人等の公益法人、国や地方自治体、独立行政法人、国連機関、大使館、労働組合、協同組合、企業（非営利による社会貢献活動に限ります）など

(2) ボランティア募集团体の受け入れ体制について

- ・ ボランティアの募集や受け入れの担当者が明確であること
- ・ 有償活動とボランティア活動を明確に区別していること

(3) 受付できないボランティア活動

以下に該当するボランティア活動は、受付できません。

- ・ 政治活動、宗教活動に関する内容の場合。特定の政治組織や宗教団体への加入または支持や信仰を強要・勧誘するような活動の場合
- ・ 日本国または国際法上の法令に抵触する場合
- ・ 公序良俗に反する、または犯罪的行為を誘発するおそれのある内容の場合
- ・ 第三者に損害または不利益を与えたり、第三者を誹謗中傷する場合
- ・ 情報が虚偽または誇大の内容の場合
- ・ 情報に関する責任体制が明確でない場合
- ・ 精神的・肉体的苦痛が心配される場合
- ・ 水泳監視・ベビーシッター・病人の介護等の人命にかかわる責任が伴うことが予想される場合
- ・ 車の運転が活動の内容に含まれる場合
- ・ 宿泊を伴う場合（キャンプボランティアなど、適切に夜間睡眠が確保される場合についてはこの限りではない）
- ・ 本来有資格者によってなされるべき活動の場合
- ・ 労働の対価としての金銭的報酬がある活動の場合
- ・ その他不相当だと判断されたもの

3. ボランティア受け入れ団体との申し合わせ

ボランティア受け入れ団体と東京都立大学ボランティアセンターとは、以下の点を申し合わせ事項として確認いたします。

- ・ 申し込みをした学生に対し活動内容や条件等を提示し、その内容について両者の間で合意の上、活動をはじめること
- ・ 活動をはじめ前には、オリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動がはじまった後は、必要に応じて研修や支援等をおこなうこと
- ・ ボランティア活動中は、各団体のボランティア担当スタッフとともに活動をおこなうこと
- ・ 申し込みをした学生が適切なボランティア保険に加入済みであることを確認してから活動をはじめること。ボランティア保険に未加入の場合は、申し込みを受け付けないこと
- ・ 活動時間は、休憩を入れて1日8時間、週28時間を超えないこと（外国人留学生の資格外活動における就労時間に準拠）
- ・ 夜10時以降の深夜活動をさせないこと

4. 免責

ボランティアセンターで紹介するボランティア情報に関して、発生したトラブル等に対してセンターでは責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。